

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

連結子法人がなくなった場合の申告手続き

《内容》

連結親法人の甲社（3月決算）は、乙社（3月決算）1社のみを連結子法人とし連結納税で申告しています。

今般、事業上の都合から、平成29年1月1日付けで甲社は乙社を吸収合併しました。吸収合併により乙社は消滅しましたので、甲社は連結子法人がなくなり単独法人となります。

合併期日である平成29年1月1日の前後における甲社及び乙社の事業年度の捉え方、申告の方法（連結申告か単体申告か）についてご教示ください。

『答』

連結親法人甲社及び連結子法人乙社は平成28年4月1日～平成28年12月31日の事業年度については連結し、連結事業年度として連結申告することになります。

その後、甲社は、平成29年1月1日～平成29年3月31日の事業年度について、単体事業年度として単体申告することになります。

(解説)

1 連結納税は、内国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある他の内国法人のすべてが当該内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合に認められる納税制度（法法4の2）でありますから、内国法人（連結親法人）による完全支配関係がある他の内国法人（連結子法人）は少なくとも1つ以上なければなりません。したがって、1つしかなかった連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合には、その連結子法人がなくなった日以後の期間について、連結納税の承認はその効力を失うものとされています（法法4の5（2）二）。

2 ご質問の場合、連結親法人甲社は、平成29年1月1日付けで連結子法人乙社を吸収合併し連結子法人がなくなりましたので、法人税法第4条の5第2項第2号により連結子法人がなくなった平成29年1月1日に連結納税の承認が取り消されたものとみなされ、平成29年1月1日以後の期間について

連結納税の承認はその効力を失います。この結果、平成29年1月1日以後は単体納税の法人となります。

ところで、連結親法人甲社の事業年度は、連結事業年度のうちにおいて連結子法人がなくなったことにより連結法人が連結親法人のみとなりますので、法人税法第14条第1項第14号により、平成28年4月1日～平成28年12月31日までと平成29年1月1日～平成29年3月31日までの各事業年度とみなされ、前者は連結事業年度と、後者は単体事業年度となります。

3 次に、連結子法人乙社の事業年度は、連結事業年度のうちにおいて合併により解散しますので、法人税法第14条第1項第10号により平成28年4月1日～平成28年12月31日までの事業年度とみなされます。

このみなされた事業年度は、連結事業年度に含まれないとして掲げられている法人税法第15条の2第1項第2号の事業年度に該当しますが、その事業年度末である平成28年12月31日は、連結親法人事業年度終了の日（上記2により、連結親法人甲社は平成28年4月1日～平成28年12月31日までが連結事業年度となります。）でもありますので、法人税法第15条の2第1項の但し書きのかつこにある「その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。」の定めから、結局、連結事業年度となります。

4 以上の結果、連結親法人甲社及び連結子法人乙社は平成28年4月1日～平成28年12月31日の事業年度については連結し、連結事業年度として連結申告することになります。

その後、甲社は、平成29年1月1日～平成29年3月31日の事業年度について、単体事業年度として単体申告することになります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。